

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

平成19年 6 月11日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第 2 項及び第13条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第 3 条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第 4 条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第 1 項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前 2 項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第 5 条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第 1 号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第 2 号。以下「市議会傍聴規則」という。）第 6 条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

- (3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

（会議録の承認）

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

（会議録等の公表）

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

- 2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

（審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止）

- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）

- (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）

- (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

（経過措置）

- 3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の

運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）